

平成 31 年度入学者選抜 I 期選抜募集要項

福島県立葵高等学校

〒965-0877 福島県会津若松市西栄町4番61号

電話 (0242) 27-5461

FAX (0242) 27-5462

1 募集学科・定員

全日制普通科 募集定員 200 名の 15%程度

2 出願資格

出願資格については、次の(1)、(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは平成 31 年 3 月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）又は中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
ただし、福島県立併設型中高一貫教育校における中学校（以下「併設型中学校」という。）から当該中学校に係る併設型中高一貫教育校における高等学校（以下「併設型高等学校」という。）への入学を志願する者（以下「併設型入学予定者」という。）を除く。
- (2) 本校が示す「志願してほしい生徒」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 志願してほしい生徒

本校では、「自立・自学」の校訓のもと、心身を鍛え、学力を向上させ、進路希望実現に向かって努力する生徒の育成を目指しており、次のような生徒を求めている。

- (1) 大学進学を希望し、学習習慣を身に付け、学習意欲を強く持っている者
- (2) 文化的または体育的な活動にも積極的に取り組み、学習と両立できる者

4 出願手続き

- (1) 出願できる学区
「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。
- (2) 出願方法
 - ① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
 - ② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

5 出願期間

平成 31 年 1 月 17 日（木）から 1 月 22 日（火）までとする。

受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとし、出願最終日は午前 9 時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、「長形 3 号」の返信用封筒を同封の上、平成 31 年 1 月 22 日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。なお、返信用封筒には 392 円の切手（簡易書留料金）を貼付する。

6 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業生及び卒業見込の者
 - ① 入学願書（統一様式）
 - ② 調査書（統一様式）
 - ③ 志願理由書（所定の様式）
 - ④ 受験票用紙（統一様式 受験番号欄の学科名、中学校名、氏名を記入したもの）
 - ⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（統一様式 中学校名、出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 入学願書（上記①に同じ）

- ② 志願理由書（上記③に同じ）
 - ③ 健康診断書（平成 31 年 1 月以降に医師の診断を受けたもの）
 - ④ 履修証明書、学習成績証明書
 - ⑤ 受験票用紙（統一様式 受験番号欄の学科名、氏名を記入したもの）
 - ⑥ 入学検定料納付済証明書用紙（統一様式 出願者氏名及び出願課程・学科名を記入したもの）
- (3) 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、志願者名簿（統一様式）を添付する。
- (4) 入学願書には、入学検定料として、2,200 円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（統一様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が 1 年間で 30 日以上とするが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が 1 年間で 30 日以上の場合提出できるが、30 日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- (1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、82 円の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- (3) 提出期間は、平成 31 年 1 月 17 日（木）から 1 月 22 日（火）までとする。
郵送の場合には、1 月 22 日（火）の消印有効とする。
持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。
ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

8 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの出願者は、上記 6 に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

- ① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（統一様式）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- ② 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記 6 に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。

- 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

9 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた際には、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。

出願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。

(2) 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた

場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

- ① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

10 出願の取消し

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者が出願を取り消す場合は、出願取消届（統一様式）を在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- (2) 上記(1)以外の者は、出願取消届（統一様式）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- (3) 出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 選抜方法・選抜資料

志願理由書、調査書の審査結果、面接の結果及び小論文の結果を資料として選抜を行う。

- (1) 志願理由書
本校への志望動機及び将来への抱負等を中心に、高校生活で特に力を入れたいこと等を本人が記入する。
- (2) 調査書
「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」を40点満点とし、合計175点満点とする。
- (3) 面接
個人面接を実施する。面接の内容には中学校における学習活動の成果を問う内容（数学・英語）を含む。面接については点数化する。
- (4) 小論文
小論文を実施する。小論文については点数化する。
- (5) 自己申告書
自己申告書の提出があった場合には、選抜に際して志願者を理解するための補助資料として取り扱う。

12 面接・小論文の日時及び会場

(1) 期	日	平成31年1月31日（木）		
(2) 日	程	受付（本校4棟2階 会議室）	8：00 ～	8：20
		点呼・諸注意	8：20 ～	8：45
		小論文、個人面接	9：00 ～	
(3) 会	場	本校		
(4) 持	参する物	受験票、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム（下敷は使用不可）、上履き、昼食		
(5) そ	の他	携帯電話、スマートフォン等の通信機器及び計算機能や言語表現機能を有するものは持ち込まないこと。		

13 選抜結果の通知及び入学の確約

- (1) 中学校卒業後及び卒業見込の者
 - ① 平成31年2月5日（火）正午以降に、選抜結果を当該中学校長にI期選抜結果の通知書により通知する。
合格内定者には、I期選抜合格内定通知書を当該中学校長を通して交付する。
なお、電話による問い合わせには応じない。
 - ② 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書（統一様式）を当該中学校長を通して平成31年2月7日（木）から2月12日（火）正午までに本校校長に提出する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。
- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 合格内定者に対して、平成31年2月5日（火）正午以降に、I期選抜合格内定通知書を交付する。

なお、電話による問い合わせには応じない。

- ② 合格内定の通知を受けた者は、入学確約書（統一様式）を平成31年2月7日（木）から2月12日（火）正午までに本校校長に提出する。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

14 合格者発表

- (1) 入学確約書の提出があった者については、平成31年3月14日（木）正午以降に、合格者として本校で発表する。（Ⅱ期選抜の合格者発表と同時に行う。）
- (2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。
- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。